

基幹統計に用いられる用語の解説

令和2年国勢調査

人口

国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という）の人口である。日本国内に常住する外国人は、基本的に調査の対象としているが、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む）及びその家族と外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は調査の対象から除外している。

調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいう。ここで「常住している」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしている。ただし、学校の学生寮、寄宿舎や下宿屋から通学している学生・生徒、病院の入院患者、船舶の乗組員など、一部については別途定めにより取り扱っている。

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

1. 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

2. 施設等の世帯

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）
- (2) 病院・療養所の入院者（世帯の単位：棟ごと）
- (3) 社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）
- (4) 自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
- (5) 矯正施設の入所者（世帯の単位：建物ごと）
- (6) その他（定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など）

世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいう。

- (1) **親族のみの世帯**…二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員（調査事項「世帯主との続き柄」が「世帯主又は代表者」、「世帯主の配偶者」、「子」、「子の配偶者」、「世帯主の父母」、「世帯主の配偶者の父母」、「孫」、「祖父母」、「兄弟姉妹」及び「他の親族」に該当する者）のみから成る世帯。
- (2) **非親族を含む世帯**…二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人（調査事項「世帯主との続き柄」が「住み込みの雇人」及び「その他」に該当する者）がいる世帯。
- (3) **単独世帯**…世帯員が一人の世帯。
- (4) **世帯の家族類型「不詳」**…世帯の家族類型が判定できない世帯。

労働力状態

「労働力状態」とは、令和2年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したもの。

1. 労働力人口

就業者及び完全失業者。

- (1) **就業者**…調査週間で、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む）を伴う仕事を少しでもした者。なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間で、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

・勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。
・事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合。

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。

- (2) **完全失業者**…調査週間で、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者。

2. 非労働力人口

調査週間で、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者。

3. 労働力状態「不詳」

未回答などにより労働力状態が判定できない場合。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所をいう。

1. 常住地による人口（夜間人口）

当該地域に常住している人口。

- (1) **従業も通学もしていない**…常住者のうち、労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者。
- (2) **自市区町村で従業・通学**…常住者のうち、従業地が「自宅」又は従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者。
・自宅に従業…常住者のうち、従業地が「自宅」の者。
・自宅外の自市区町村で従業・通学…常住者のうち、従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者。
- (3) **他市区町村で従業・通学**…常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市区町村」の者。
・自市内他区で従業・通学…21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ市内の他区の者。
・県内他市町村で従業・通学…常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ都道府県内の他市町村の者。
・他県で従業・通学…常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の者。
・従業・通学市区町村「不詳・外国」…常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の者。
- (4) **従業地・通学地「不詳」**…常住者のうち、従業地・通学地が不詳の者（労働力状態が「不詳」の者を含む）。
- (5) **流出人口**…当該地域から当該地域以外へ通勤・通学している者。

2. 従業地・通学地による人口（昼間人口）

「常住地による人口」から「流出人口」を除き、「流入人口」を加えたもの。

- (1) **うち他市区町村に常住**…通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と異なる市区町村の者。
・自市内他区に常住…21大都市の通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ市内の他区の者。
・県内他市町村に常住…通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ都道府県内の他市町村の者。
・他県に常住…通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と別の都道府県の者。
- (2) **うち従業地・通学地「不詳」又は従業・通学市区町村「不詳・外国」で当地に常住している者**…従業地・通学地が不詳の者（労働力状態が「不詳」の者を含む）又は従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の者のうち、当地に常住している者。

(3) **流入人口**…当該地域以外から当該地域へ通勤・通学している者。
《注意点》

(1) ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことで、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用人）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

(2) 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定期的な移動は考慮していない。

令和3年経済センサス一活動調査

事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（一区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

事業内容等が不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。

従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

経営組織

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。次の会社及び会社以外の法人が該当する。

会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば、後援会、

同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所など（支社・支店）を持たない事業所をいう。

本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所など（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

売上（収入）金額

原則として令和2年1年間の商品などの販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業など、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は經常収益としている。

存続事業所

令和3年調査で調査した事業所のうち、平成28年調査でも調査した事業所をいう。

新設事業所

令和3年調査で調査した事業所のうち、平成28年調査では調査しなかった事業所をいい、他の場所から移転してきた事業所や経営組織の変更を行った事業所が含まれている。

廃業事業所

平成28年調査で調査した事業所のうち、令和3年調査時点では存在しなかった事業所をいい、他の場所へ移転した事業所や経営組織の変更を行った事業所が含まれている。

令和4年経済構造実態調査

事業所（製造業事業所）

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（一区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

従業者（製造業従業者）

令和4年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用人（1か月未満、日々雇用）は含まない。

事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額

令和3年1月から令和3年12月までの1年間に支払われた「常用雇用人及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与など）の額」及び「常用雇用人及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用人に対する給与、送出者に対する負担額など」の合計をいう。

原材料・燃料・電力の使用額等

令和3年1月から令和3年12月までの1年間における次の(1)～(6)の合計をいう。

- (1) 原材料使用額

- (2) 燃料使用額
- (3) 電力使用額
- (4) 委託生産費
- (5) 製造などに関連する外注費
- (6) 転売した商品の仕入額

製造品出荷額等

令和3年1月から令和3年12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

付加価値額（粗付加価値額）

令和3年1月から令和3年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

- (1) 従業者30人以上
 - ・付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）－原材料・燃料・電力使用額等－減価償却額
- (2) 従業者29人以下
 - ・粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）－原材料・燃料・電力使用額等

令和3年経済センサスー活動調査 （卸売業、小売業）

卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。
- (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所。
- (3) 主として業務用で使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所。
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所。
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所。
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類R－サービスマ（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。例えば、菓子店、パン屋、豆腐

屋、調剤薬局など。なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。

- (5) ガソリンスタンド。
- (6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。
- (7) 別経営の事業所。官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店などで他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

従業者及び就業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

年間商品販売額（法人組織の事業所のみ）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

令和元年全国家計構造調査

世帯主

名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計上の主たる収入を得ている人」のことをいう。

世帯人員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚、住み込みの家事従業者、営業従業者なども含めた世帯員の人数をいう。家族であっても別居中の人、家計を別に行っている間借人などは含めない。

有業人員

世帯員のうち勤め先のあるもの、自営業主、家族従業者、内職従業者などの人数をいう。

世帯区分

世帯主の就業状態によって次のとおり「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」に分類され、これらを合わせたものが「全世帯」である。

- (1) 勤労者世帯…世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯。
- (2) 無職世帯…世帯主が無職の世帯。
- (3) その他の世帯…勤労者世帯及び無職世帯以外の世帯。

なお、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「その他の世帯」とする。

収入と支出

収入は、勤め先収入や事業・内職収入などの「実収入」、預貯金引出、クレジット購入などの「実収入以外の受取（繰入金を除く）」及び「前月からの繰入金」の三つに分類される。支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの「非消費支出」（「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という）、預貯金預入、借入金返済などの「実支出以外の支払（繰越金を除く）」及び「翌月への繰越金」の四つに分類される。

収支項目分類

家計における収支を分類するための分類体系をいう。令和元年全国家計構造調査の収支項目分類は、令和2年1月改定の家計調査の分類を基に作成している。消費支出については、「品目分類」と「

用途分類」の二つの体系があるが、全国家計構造調査では品目分類を基本としている。ただし、交際費を別掲とし、用途分類による値を大分類（費目）で再現できるようにしている。

可処分所得

「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことをいう。

平成30年住宅・土地統計調査

住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- (1) 一つ以上の居住室
 - (2) 専用の炊事用流し（台所）
 - (3) 専用のトイレ
 - (4) 専用の出入口… 屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口。
- 共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

なお、いわゆる「廃屋」については、そのままではそこで家庭生活を営むことが困難なことから、この調査では住宅としていない。

居住世帯のある住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住している住宅。なお、この調査で「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、原則として、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

居住世帯のない住宅

上記の「住宅」の要件を満たしているもののうち、ふだん人が居住していない住宅を次のとおり区分した。

一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅。

空き家

- (1) 二次的住宅
 - ・別荘…週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅。
 - ・その他…ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅。
- (2) 賃貸用の住宅…新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅。
- (3) 売却用の住宅…新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅。
- (4) その他の住宅…上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

（注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む）

建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの）。なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していなくても、「空き家」とした。また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。住宅以外で人が居住する建物の種類を次のとおり区分した。

- (1) 会社等の寮・寄宿舎…会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる建物。
- (2) 学校等の寮・寄宿舎…学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる建物。
- (3) 旅館・宿泊所…旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための建物。
- (4) その他の建物…下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや、建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない建物。

令和4年就業構造基本調査

有業者

ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（令和4年10月1日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者。なお、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。また、仕事があつたりなかつたりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人などで、「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

無業者

ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者。